

平成二十三年厚生労働省令第百二十号

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則

第三条第一項及び第三項、第六条第一項及び第二項、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条第二項、第二十七条第一項、第三十一条、第三十四条第一項並びに第三十六条並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百八号）第七条の規定に基づき、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（法第三条第一項の内閣府令で定める理由）

第一条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七百七号）七号。以下「法」という。）第三条第一項の内閣府令で定める理由は、留学（日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き三年を超えて日本国内に住所を有していた者及びこれに準ずる者が教育を受けることを目的として外国に居住すること（当該日本国内に住所を有しなくなった日から三年以内のものに限り、法第四条第一項第一号に規定する父母等と同居する場合を除く。）をいう。）とする。

（施設入所等子どもの範囲）

第二条 法第三条第三項第一号の内閣府令で定める短期間の委託は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第七百六十四号）。以下この条において、「旧児童福祉法」という。）第六条に規定する保護者（以下「保護者」という。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において子どもを養育することが一時に困難となつたことに伴い、二月以内の期間を定めて行われる委託とする。

2 法第三条第三項第二号の内閣府令で定める短期間の入所は、次の各号のいずれかに掲げる入所であつて、二月以内の期間を定めて行われるものとする。

1 旧児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児施設給付費の支給を受けて行う法第三条第三項第一号に規定する知的障害児施設等への入所

2 保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において子どもを養育することが一時に困難となつたことに伴い、旧児童福祉法第二十七条第一項第三号又は旧児童福祉法第二十七号の二第一項の規定により入所措置が採られて行われる法第三条第三項第二号に規定する児童福祉施設への入所

3 法第三条第三号の内閣府令で定める短期間の入所は、二月以内の期間を定めて行われる（父母指定者の届出）

第三条 法第四条第一項第二号に規定する父母指定者（以下「父母指定者」という。）が子ども手当の支給を受けようとするときは、様式第一号による届書を、その者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくする支給要件子ども（法第四条第一項第一号に規定する支給要件子どもをいふ。以下同じ。）の住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。（認定の請求）

第四条 法第六条第一項の規定による子ども手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、様式第一号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
一 支給要件子どもたちに一般受給資格者（法第六条第一項に規定する一般受給資格者をいふ。以下同じ。）の住所地の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域外に住所を有する子ども

も（施設入所等子ども（法第三条第三項に規定する施設入所等子どもをいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第五条第二項、第七条第一項及び第八条第一項において同じ。）があるときは、当該子どもたちの属する世帯の全員の住民票の写し

二 支給要件子どもたちに第一項の理由により日本国内に住所を有しない子どもがあるときは、当該事実を明らかにできる書類

三 一般受給資格者が支給要件子どもと同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにできる書類

四 一般受給資格者が未成年後見人として支給要件子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにできる書類

五 一般受給資格者が父母指定者として支給要件子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにできる書類

六 一般受給資格者が法第四条第一項第一号に規定する父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者であるときは、当該事実を明らかにできる書類

七 一般受給資格者が、支給要件子どもと同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母又は父母指定者であつて、当該支給要件子どもと同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母又は父母指定者と生計を同じくしないときは、当該事実を明らかにできる書類

八 一般受給資格者が被用者（法第十八条第一項第一号に規定する被用者をいう。以下同じ。）であるときは、当該事実を明らかにできる書類

九 法第六条第二項の規定による子ども手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、様式第三号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 施設等受給資格者（法第六条第二項に規定する施設等受給資格者をいう。以下同じ。）に施設入所等子どもが委託されていること又はその設置する児童福祉施設等（法第四条第一項第四号に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。）に施設入所等子どもが入所していることを明らかにできる書類

二 施設等受給資格者が被用者であるときは、当該事実を明らかにできる書類（子ども手当の額の改定の請求及び届出）

第五条 一般受給資格者が法第八条第一項の規定による子ども手当の額の改定の請求を行う場合には、様式第四号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

2 前項の請求書には、子ども手当の額の増額の原因となる子どもに係る前条第二項第一号から第七号までに掲げる書類を添えなければならない。

3 施設等受給資格者が法第八条第一項の規定による子ども手当の額の改定を行なうべき事由が生じたときは、速やかに、様式第五号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。ただし、一般受給者に係る支給要件子どもたちのうち三歳に満たない子ども（法第五条第一号イに規定する三歳に満たない子どもをいふ。）が三歳以上小学校修了前の子ども（同号イに規定する三歳以上小学校修了前の子どもをいふ。）となつたことにより、子ども手当の額が減額することとなるときは、この限りでない。

4 前項の請求書には、子ども手当の額の増額の原因となる施設入所等子どもに係る前条第四項第一号に掲げる書類を添えなければならない。

第六条 一般受給資格者として子ども手当の支給を受けている者（以下「一般受給者」という。）は、法第八条第三項の規定による子ども手当の額の改定を行なうべき事由が生じたときは、速やかに、様式第五号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、一般受給者に係る支給要件子どもたちのうち三歳に満たない子ども（法第五条第一号イに規定する三歳に満たない子どもをいふ。）が三歳以上小学校修了前の子ども（同号イに規定する三歳以上小学校修了前の子どもをいふ。）となつたことにより、子ども手当の額が減額することとなるときは、この限りでない。

2 施設等受給資格者として子ども手当の支給を受けている者（以下「施設等受給者」という。）は、法第八条第三項の規定による子ども手当の額の改定を行なうべき事由が生じたときは、速やかに、様式第五号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、施設等受給者に係る三歳に満たない施設入所等子ども（法第五条第二号に規定する三歳に満たない施設入所等子どもをい

第八条第一項	住所地の市町村の区域内において住所	住所	前二項	
第八条第三項	当該子どもが一般受給者の住所地の市町村の区域外に住所を変更したとき、又は当該子どもが市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、当該子どもの属する世帯の全員の住民票の写し	添えなければならない	添えなければならない。ただし、第二号に該当する場合には、第一号に掲げる書類を添えることを要しない	
第二項	当該子どもが一般受給者の住所地の市町村の区域外に住所を変更したとき、又は当該子どもが市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、当該子どもの属する世帯の全員の住民票の写し	添えなければならない	添えなければならない。ただし、第二号に該当する場合には、第一号に掲げる書類を添えることを要しない	
2 公務員である一般受給資格者について（第十条の規定は、これを適用しない）	（旧児童手当法施行規則の規定の適用についての技術的読替え）	（旧児童手当法施行規則の規定の適用についての技術的読替え）	（旧児童手当法施行規則の規定の適用についての技術的読替え）	
第十六条 法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）、附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定を適用する場合における児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生省令第六十号）、附則第二条において「旧児童手当法施行規則」という。第十二条の二から第十二条の八までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（平成二十四年法律第二十四号）、附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定を適用する場合における児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生省令第六十号）、附則第二条において「旧児童手当法施行規則」という。第十二条の二から第十二条の八までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（平成二十四年法律第二十四号）、附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定を適用する場合における児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生省令第六十号）、附則第二条において「旧児童手当法施行規則」という。第十二条の二から第十二条の八までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（平成二十四年法律第二十四号）、附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定を適用する場合における児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生省令第六十号）、附則第二条において「旧児童手当法施行規則」という。第十二条の二から第十二条の八までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第十二条の二 第七条の二 第四号	第十二条の二 第七条の二 第四号	第十二条の二 第七条の二 第四号	第十二条の二 第七条の二 第四号	
第十二条の三 第二条 第四号	第十二条の三 第二条 第四号	第十二条の三 第二条 第四号	第十二条の三 第二条 第四号	
第十二条の四 第七条 第二条 第一項	第十二条の四 第七条 第二条 第一項	第十二条の四 第七条 第二条 第一項	第十二条の四 第七条 第二条 第一項	
第十二条の五 第七条 第二条 第一項	第十二条の五 第七条 第二条 第一項	第十二条の五 第七条 第二条 第一項	第十二条の五 第七条 第二条 第一項	
第十二条の六 第七条 第二条 第一項	第十二条の六 第七条 第二条 第一項	第十二条の六 第七条 第二条 第一項	第十二条の六 第七条 第二条 第一項	
及び第十二条の項 第三号	及び第十二条の項 第三号	及び第十二条の項 第三号	及び第十二条の項 第三号	

	2 市町村長は、法第二十四条第一項の規定による申出により寄附を受けたときは、当該寄附を申し出た受給資格者に対して、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。
一	当該寄附をした者の氏名及び住所
二	当該市町村が寄附を受けた旨
三	当該寄附の額
四	当該寄附を受けた年月日 (受給資格者の申出による学校給食費等の徴収)
	第五十九条 法第二十五条第一項及び第二項の規定による費用の支払の申出は、市町村長の定める日までに様式第十三号による申出書を市町村長に提出することによって行わなければならない。 法第二十五条第一項の内閣府令で定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。
1	学校給食法(昭和二十九年法律第六十号) 第十一条第二項に規定する学校給食費
2	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する幼稚園又は特別支援学校の幼稚部(第五号において「幼稚園等」という。)の保育料
3	学校教育法に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部(第五号において「義務教育諸学校」という。)の児童又は生徒が各学年の課程において使用する学用品の購入に要する費用
4	児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業の利用に要する費用
5	その他義務教育諸学校又は幼稚園等の学校教育に伴つて必要な費用
6	法第二十五条第二項の内閣府令で定める費用は、前項第二号から第五号までに掲げる費用とする。 (特別徴収の通知)
	第二十条 法第二十六条第二項の内閣府令で定める事項は、同項に規定する特別徴収対象者の氏名及び住所とする。 (施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合の子ども手当の取扱い)
	第二十一条 法第二十七条第一項の規定による施設入所等子どもに対する子ども手当の支払は、施設等受給資格者に支給すべき子ども手当のうち、当該施設入所等子どもに係る部分を当該施設入所等子ども(法第三条第三項各号に掲げる子どもに該当しなくなった者を含む。)ごとに支払うことによって行うものとする。 (身分を示す証明書)
	第二十二条 法第三十二条第二項の規定によつて当該職員が携帯すべき身分を示す証明書は、様式第十四号による。 (報告書の提出)
	第二十三条 法第十六条第一項の規定によつて読み替えられる法第六条第一項の認定をする者は、平成二十三年十月から平成二十四年二月までの間ににおける子ども手当の支給の状況については平成二十四年三月末日までに、平成二十四年三月における子ども手当の支給の状況については内閣総理大臣の定める日までに、それぞれ当該状況についての報告書を内閣総理大臣に提出するものとする。
	(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。 (様式の経過措置)
	第二条 この省令の様式(様式第一号、第三号、第五号、第七号、第九号、第十一号及び第十三号を除く。)による書類については、児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法施行規則及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則(平成二十二年厚生労働省令第五十一号)の様式による用紙を取り繕い使用することができる。

附 則 (平成二四年三月三一日厚生労働省令第六六号)
抄

第一条 (施行期日)
この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則 (令和五年三月三一日厚生労働省令第四八号)
抄

第一条 (施行期日)
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」といふ。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

(表面)

(届出先)市町村長 殿		子ども手当 父母指定者指定届		提出年月日	※受付確認年月日		
		平成・	平成・				
1. 日本国内に住所を有しない父母等によって父母指定者として指定を受ける方が記入してください。							
父 母 指 定 者	性 別	氏 名	(ふりがな)	住所	電話 ()		
	男・女	生年月日	明治 大正 昭和 平成				
2. 日本国内に住所を有しない父母等と別居している子どもについて、父母指定者として指定を受ける方が記入してください。							
子 ど も	氏 名		父母指定者との関係	生年月日	父母指定者との同居・別居の別	住所	父母指定者と別居している理由
				平成・	同・別		
				平成・	同・別		
				平成・	同・別		
3. 日本国内に住所を有しない父母等が記入してください。						電話 ()	
子供父 母等の 生年 月日等 等	性 別	氏 名	(ふりがな)	子供も との 統稱	住所		
	男・女	生年月日	明治 大正 昭和 平成			電話 ()	
上 配 記の 偶 者 の 者	性 別	配偶の有 有	氏 名	(ふりがな)	子供も との 統稱	住所	電話 ()
	男・女	生年月日	明治 大正 昭和 平成			電話 ()	
子どもの生計を維持している私、_____は、 上記に記載されている者を父母指定者として指定いたします。							
(切り取らずに市町村へご提出ください。)						子ども手当 父母指定者指定届受領証	
住所 _____ 氏名 _____							
平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)の第4条第1項第2号に定める父母指定者として、上記の者が指定されたことを証明します。						平成 年 月 日	市町村長 印

(日本工業規格A4判)

(裏面)

注意	
<p>1. この届は、日本国内に住所を有しない父母等によって当該父母等が生計を維持している子どもの子ども手当を受給する者として指定された方(以下「父母指定者」といいます。)が、子どもの住所地の市町村に提出するものです。</p> <p>2. 父母指定者は表面の1及び2の各欄について記入してください。</p> <p>3. 表面の3の「父母指定者と別居している理由」欄は、子どもが父母指定者と別居している場合に、その理由を記入してください。(例: 子どもが学校の寮に居住しているため同居できない)</p> <p>4. 表面の3の各欄については、父母指定者を指定した父母等が記入してください。</p> <p>5. 「帰国見込年月日」欄は、国外に居住している子どもの生計を維持している父母等又はその配偶者が日本国内に帰国する予定の年月日をそれぞれ記入してください。</p> <p>6. 表面の3の下の下線部分は、父母指定者を指定した方が署名してください。これにより、父母指定者を指定することとなります。</p>	
<p>この届は、父母指定者に指定された方が子どもの住所地の市町村へ提出してください。</p> <p>父母指定者が子どもとは別の市町村に住所を有する場合は、父母指定者の住所地の市町村に対して子ども手当の認定請求をする際に、子どもの住所地の市町村から発行される「子ども手当 父母指定者指定届受領証」を添付してください。</p>	

備考

- 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第2号(第4条関係)

(表面)

子ども手当 認定請求書																	
請求者	般													提出年月日 平成 · ·	※受付確認年月日 平成 · ·		
	(ふりがな) 氏名		職業			ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者			住所		電話 ()		支払希望金融機関 □				
	性別	男・女	生年 月日 明治 大正 昭和 平成	統柄	生年月日	同居・別居 の別	海外留学をしている 場合の出国年月			住 所	監護の 有無	生計 関係					
子 ど も				平成 · ·	同・別	平成 年 月					有・無	同一 ・ 維持	※子どもの関 係で該当する 場合に○印	※3歳未満の子 ども〇印	※3歳以上小学校 修了前の子ども 〇印	※小学校修了後 中学校修了前の 子ども〇印	
				平成 · ·	同・別	平成 年 月					有・無	同一 ・ 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
				平成 · ·	同・別	平成 年 月					有・無	同一 ・ 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
				平成 · ·	同・別	平成 年 月					有・無	同一 ・ 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
				平成 · ·	同・別	平成 年 月					有・無	同一 ・ 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
				平成 · ·	同・別	平成 年 月					有・無	同一 ・ 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
加入している年金等の 年金手帳、組合員証又 は加入者証の種別		ア. 厚生年金保険 イ. 私立学校教職員共済 オ. 国民年金 カ. その他()										※認定・却下年月日 平成 · ·		※支給開始年月 平成 · ·		※手当月額 円 円 円 円 円 円 円	
<p>◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ◎ ※印の欄は、記入しないでください。 ◎ 字は、楷書(かしょ)ではっきり書いてください。 ◎ 記名押印に代えて、署名することができます。</p>														(日本工業規格A4番)			

(裏面)

注意

- 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- 「配偶者の氏名」及び「配偶者の職業」の欄は、「配偶者の有無」の欄で「有」を選んだ場合に記入してください。なお、配偶者には、子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 「子ども」の欄は、請求者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 子どもが海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - 「同一」は、子どもが請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - 「維持」は、子どもが請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 「加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種別」の欄は、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
 - 加入している公的年金制度について、「ア」から「カ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「カ」を○で囲んだ場合は、()内にその年金の名称を記入してください。
 - 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- この請求書には、次の書類を添えて提出してください。
 - 子どもが他の市町村(特別区を含みます。)に住所を有する場合は、その子どもの属する世帯の全員の住民票の写し
 - 子どもが海外に留学している場合は、当該子どもが日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにできる書類
 - 子どもが請求者自身の子であり、請求者がその子どもと別居している場合は、請求者のその子どもに対する養育の状況を明らかにできる書類
 - 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにできる書類
 - 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにできる書類
 - 子どもが請求者自身の子でない場合は、父母とその子どもの養育関係及び請求者とその子どもの養育関係を明らかにできる書類(請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
 - 生計を同じくしない配偶者等と別居し、子どもと同居している場合は、当該事実を明らかにできる書類
 - 請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにできる書類

備考

- 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第3号(第4条関係)

(表面)

子ども手当 認定請求書(施設等受給資格者用)												提出年月日	※受付確認年月日
請求者	(ふりがな) 設置者等の 氏名 (法人名等)	職業 <input checked="" type="checkbox"/>	ア.被用者 イ.公務員 ウ.被用者等でない者	性別 男・女	生年 月日	明治 大正 昭和 平成	設置者等の住 所地(法人の 主たる事務所 の所在地)	〒 一 電話 ()	支 金 私 融 機 希望 開	平成 .	平成 .	名称	口座番号
	施設等の 名称		施設等の 種類				施設等所在 地又は里親 住 所 地	〒 一 電話 ()					
施設入所等子ども	氏 名	生年月日			備 考		※特定施設入所等子ども (該当者に○印)	※3歳未満の子ども○印	※3歳以上小学校修了前の 子ども○印	※小学校修了後中学校修了 前の子ども○印			
		平成 .											
		平成 .											
		平成 .											
		平成 .											
		平成 .											
加入している年金等の 年金手帳、組合員証又 は加入者証の種別	ア.厚生年金保険 イ.私立学校教職員共済 ウ.国家公務員共済	エ.地方公務員等共済 オ.国民年金 カ.その他()			※認定・却下年月日		※支給開始年月		※手当月額				
					平成 .		平成 .		3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 中学生分 計	円 円 円 円			

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
 ◎ ※印の欄は、記入しないでください。
 ◎ 字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。
 ◎ 記名押印に代えて、署名することができます。

(日本工業規格A列4番)

(裏面)

注意

- 「設置者等の氏名(法人名等)」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。設置者が国又は地方公共団体である場合は、団体名及び代表者氏名等を記入してください。
- 「職業」、「性別」、「生年月日」の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 「施設等の名称」の欄は、子どもが委託され、又は入所している施設等の名称を記入してください。里親の場合は記入する必要はありません。
- 「施設等の種類」の欄は、以下のうちで当てはまる施設等の種類を記入してください。
 - [小規模住居型児童養育事業者、里親、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、婦人保護施設]
- 「設置者等の住所地(法人の主たる事務所の所在地)」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合はその主たる事務所の所在地を記入してください。
- 「施設等所在地又は里親住所地」の欄は、請求者が施設等の設置者(小規模住居型児童養育事業を行なう者を含みます。以下同様です。)である場合は子どもが委託され、又は入所している施設等の所在地を、里親の場合は住民票上の住所を記入してください。
- 「支払希望金融機関」の欄には、子ども手当の支払を希望する金融機関名及び口座番号を記入してください。なお、設置者が国又は地方公共団体である場合は、子ども一人一人の支払希望金融機関・口座番号が分かる書類を添えて提出してください。
- 「施設入所等子ども」の欄は、当該里親等に委託され、又は当該施設に入所している15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。記入に代えて、名簿を添えて提出することも可能です。(※委託又は入所が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は施設入所等子どもには該当しません。)
- 備考欄は、同一の受給者が同一の施設として複数の施設を運営している場合であって当該複数の施設のうち施設等所在地と異なる所在地にある施設に居住している等により施設等所在地と居住地が異なる施設入所等子どもがいる場合に当該施設入所等子どもの居住地を記入してください。
- 「加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種別」の欄は、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。請求者が法人の場合は記入する必要はありません。
 - ① 加入している公的年金制度について、「ア」から「カ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「カ」を○で囲んだ場合は、()内にその年金の名称を記入してください。
 - ② 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者は又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- この請求書には、次の書類を添えて提出してください。
 - ① 施設入所等子どもが委託され、又は入所していることを明らかにできる書類(施設入所等子どもに係る措置決定通知書又は契約書の写し)
 - ② 請求者が被用者である場合は、当該事実を明らかにできる書類
- 施設等の設置者は、施設等ごとに施設等の所在地の市町村(特別区を含みます。)へこの請求書を提出してください。

備考

- 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第4号(第5条、第6条関係)

(表面)

額改定認定請求書 子ども手当額改定期場									
被出年月日 平成 年月 日※受給年月日 平成 年月 日									
住所 〒 一 電話 ()									
受給者	(ふりがな)								
	性別	男・女	職業	ア.被用者 イ.公務員 ウ.被用者等でない者				明治 大正 昭和 平成	生年 月日
増額又は減額の別									
増額又は減額の原因となる子ども									
氏名	籍柄	生年月日	同居別	海外留学をしている場合の 出団年月	住所	監護の有無	生計 関係	子どもとの關係 傳承○印	
		平成 年月日	同・別	平成 年月		有・無	同一	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	
		平成 年月日	同・別	平成 年月		有・無	同一	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	
		平成 年月日	同・別	平成 年月		有・無	同一	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	
		平成 年月日	同・別	平成 年月		有・無	同一	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	
		平成 年月日	同・別	平成 年月		有・無	同一	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	
増額した理由 ア.出生 イ.その他()									
キ.父母指定者でなくなった (子どもの生計を維持する父母等の権利) ク.里親等への委託又は児童福祉施設等への入所 ケ.子どもと同居しなくなった (単身赴任の場合を除く) コ.その他()									
事由の発生した年月日 平成 年月日									
備考	※認定・改定・却下年月日 平成 年月日			※認定・改定・却下年月日 平成 年月日			※手当月額 円 円 円 円 円 円 円 計		

(日本工業規格A4判4面)

(裏面)

注意

- この用紙は、受給者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)をする子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)に異動があり、その結果、子ども手当の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる子どもについて記入の上、提出してください。
- なお、子ども手当の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要があります。
- 子どもが海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出団年月」の欄に、いつから留学しているのか(出団した年月)を記入してください。
- 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
- ① 「同一」は、子どもが受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその子どもと生計を同じくしているときに○で囲んでください。
- ② 「維持」は、子どもが受給者自身の子でない場合で、受給者がその子どもの生計を維持しているときに○で囲んでください。
- ③ 「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
- ④ 「減額した理由」の欄は、「ア」から「丁」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「丁」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。(※「ク、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所」については、委託又は入所が2ヶ月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せばれず提出する必要はありません。)
- 「事由の発生した年月日」の欄は、「丁」又は「丁」の事由の発生した年月日を記入してください。
- この請求書には、子ども手当の額が増額する場合は、増額の原因となる子どもについて、次の書類を添えて提出してください。
- ① 子どもが他の市町村(特別区を含みます。)に住所を有する場合は、その子どもの属する世帯の全員の住民票の写し
- ② 子どもが海外に留学している場合は、当該子どもが日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
- ③ 子どもが受給者自身の子であり、受給者がその子どもと別居している場合は、受給者の子どものに対する養育の状況を明らかにすることができる書類
- ④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- ⑤ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- ⑥ 子どもが受給者自身の子でない場合は、父母とその子どもの養育関係及び受給者とその子どもの養育関係を明らかにすることができる書類(受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
- ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、子どもと同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類

備考

- 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第5号(第5条、第6条関係)

(表面)

額改定認定請求書 (施設等受給者用)				提出年月日	受付確認年月日		
				平成	平成		
受 給 者 名 称	(ふりがな) 設置者等の 氏名 (法人名等)	職業 ①	ア. 受給者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者	性別 男・女	生年月日	明治 大正 昭和 平成	
	施設等の 種類	施設者等の住 所地(法人の 主たる事務所 の所在地)	下	—	施設等の 所在地又は 里親住所 地	下	
				電話	()	電話	()
増 額 又 は 減 額	の 原 因 と な る	施 設 入 所 等 子 ど も	増 額 ・ 減 額				
氏 名	生年月日	備 考					※特定期限入所等子ども (該当者に○印)
平成	・						
平成	・						
平成	・						
平成	・						
平成	・						
平成	・						
平成	・						
平成	・						
平成	・						
平成	・						
平成	・						
平成	・						
増額した理由				ア. 委託又は入所 イ. その他()			
減額した理由	ア. 死亡した イ. 委託解除された又は退所した ウ. その他()						
事由の発生した年月日	平成	※認定・改定・ 却下年月日	※認定・改定・ 却下年月日	※手月額			
備考		平成	平成	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 中学生分 計	円	円	円

(日本工業規格A4用)

(裏面)

注意

- 1 この用紙は、里親等に委託され、又は施設に入所している子ども(以下「施設入所等子ども」といいます。)に異動があり、その結果、子ども手当の増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる子どもについて記入の上、提出してください。増額の原因となる子どもと減額の原因となる子どもがいる場合は、別々の用紙で提出してください。
- 2 「設置者等の氏名(法人名等)」の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。設置者が団体又は地方公共団体である場合は、団体名及び代表者氏名等を記入してください。
- 3 「職業」、「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 4 「施設等の名称」の欄は、子どもが入所している施設等の名称を記入してください。里親の場合は記入する必要はありません。
- 5 「施設等の種類」の欄は、以下のうちどちらに該当する施設等の種類を記入してください。
- 6 「設置者等の住所地(法人の主たる事務所の所在地)」の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合はその主たる事務所の所在地を記入してください。
- 7 「施設等在所又は里親住所地」の欄は、受給者が施設等の設置者(小規模住居型児童養育事業を行う者を含みます。以下同様です。)である場合は子どもが委託され、又は入所している施設等の所在地を記入してください。里親の場合には住民票上の住所を記入してください。
- 8 「増額又は減額の原因となる施設入所等子ども」の欄は、当該里親は委託され、又は当該施設に入所しているときに(5月に満たない最初の3月31日までの間に)ある子について、記入してください。記入に代えて、名簿を添えて提出することも可能です。(※委託又は入所が2ヶ月以内の期間を定めて行われたもの等一定の要件に該当する場合は施設入所等子どもには該当することも、支給の対象とはなりません。)
- 9 「備考欄」は、同一の受給者が同一の施設として複数の施設を運営している場合であって当該複数の施設のうち施設等所在地と異なる所在地にある施設に居住している等により施設等所在地と居住地が異なる施設入所等子どもがいる場合に当該施設入所等子どもの居住地を記入してください。
- 10 「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
- 11 「減額した理由」の欄は、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲み、「ウ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
- 12 「事由の発生した年月日」の欄は、「10」又は「11」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 13 この請求書には、子ども手当の額が増額する場合は、増額の原因となる子どもについて、次の書類を添えて提出してください。
・ 施設入所等子どもが委託され、又は入所していることを明らかにすることができる書類(施設入所等子どもに係る措置決定通知書又は契約書の写し)
- 14 施設等の設置者は、施設等ごとに施設等の所在地の市町村(特別区を含みます。)へこの請求書を提出してください。
- 15 設置者が団体又は地方公共団体である場合は、子ども一人一人の支払希望金融機関・口座番号が分かる書類を添えて提出してください。

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第6号(第7条、第8条関係)

(裏面)

		子ども手当 住所	氏名	変更届 提出年月日	※受付確認年月日
受 給 者 者	変更前 氏名	〒	一	電話	()
	変更後 氏名	〒	一	電話	()
	変更年月日		平成	・	・
	変更前 氏名	〒	一	電話	()
変更後 氏名	〒	一	電話	()	
変更年月日		平成	・	・	
子 ど も	変更前 氏名	〒	一	電話	()
変更後 氏名	〒	一	電話	()	
変更年月日		平成	・	・	
備 考		〒	一	住所	電話 ()
				受給者	氏名

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

◎ 法印の欄は、記入しないでください。

◎ 字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。

◎ 記名押印に代えて、署名することができます。

(日本工業規格A列4番)

(裏面)

注意	
1 この届は、受給者が氏名又は住所を変更した場合及び受給者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。)をする子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)が氏名又は住所を変更した場合に、提出してください。	
2 受給者の住所の変更について、この届を提出する必要があるのは、受給者が当該市町村(特別区を含みます。以下同様です。)内に住所を変更した場合に限られ、受給者が他の市町村に住所を変更した場合は、受給事由消滅届を提出していただくことになります。	
3 子どもの住所を変更した場合は、必ずこの届を提出してください。	
4 子どもの住所の変更のうち、次の場合は、住所を変更した後、その子どもの属する世帯全員の住民票の写しを添えて提出してください。 ① 当該市町村から他の市町村に住所を変更した場合 ② 他の市町村から更に別の市町村に住所を変更した場合 ③ 他の市町村の区域内で住所を変更した場合	
5 子どもの住所の変更のうち、留学により日本国内に住所を有しなくなった場合は、当該子どもが日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き5年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにできることができる書類を添えて提出してください。	
6 この届は、氏名又は住所を変更してから14日以内に提出してください。	

備考

- 1 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 2 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第7号(第7条、第8条関係)

(裏面)

子ども手当 氏名 住所 等変更届(施設等受給者用)		提出年月日	※受付確認年月日
		平成 · ·	平成 · ·
受 給 者	設置者等の氏名 (法人名)		
	施設等の名称	施設の種類	
変更前	設置者等の住所地 (法人の主たる事務所の所在地)	〒 —	電話 ()
	施設等の所在地 (住所)	〒 —	電話 ()
	設置者等の氏名 (法人名)		
	施設等の名称	施設の種類	
変更後	設置者等の住所地 (法人の主たる事務所の所在地)	〒 —	電話 ()
	施設等の所在地 (住所)	〒 —	電話 ()
	変更年月日	平成 · ·	
施 設 入 所 等 子 ど も	氏 名		
	居 住 地	〒 —	電話 ()
変更前	氏 名		
	居 住 地	〒 —	電話 ()
変更後	氏 名		
	居 住 地	〒 —	電話 ()
変更前	氏 名		
	居 住 地	〒 —	電話 ()
変更後	氏 名		
	居 住 地	〒 —	電話 ()
変更前	氏 名		
	居 住 地	〒 —	電話 ()
備考	〒 — 住所 電話 () 受給者 氏名等 (法人名及び 代表者氏名) ①		

(日本工業規格A4判4番)

(裏面)

注意	
1	「設置者等の氏名(法人名)」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。設置者が国又は地方公共団体である場合は、団体名及び代表者氏名等を記入してください。
2	この届は、受給者が次のいずれかに該当する場合に提出してください。 ① 設置者が施設等の施設等の名称を変更した場合 ② 施設の種類を変更した場合 ③ 受給者が複数の施設等の施設等の住所地を変更している場合であって施設等子どもが当該複数の施設の間で移動する等により施設等子どもとの居住地を変更した場合 ④ 同一市町村内で施設等の所在地を変更した場合 ⑤ 同一の受給者が同一の施設として複数の施設を運営している場合であって施設等子どもが当該複数の施設の間で移動する等により施設等子どもとの居住地を変更した場合 ⑥ 施設入所等子どもの氏名が変更された場合 3 「施設の種類」の欄は、下記のうちで当てはまる施設の種類を記入してください。 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 知的障害児施設、自閉症児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、 乳児院、児童養護施設、精神障害児児童期治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、身体障害者更生施設、精神障害者接護施設、知的障害者接護施設、のぞみの園、教諭施設、 更生施設、婦人保護施設 </div>
4	施設等の設置者は、施設等の所在地の市町村へこの届を提出してください。
5	この届は、届出事由が発生してから14日以内に提出してください。

備考

- 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第8号（第9条関係）

（表面）

		子ども手当 受給事由消滅届		提出年月日	※受付確認年月日
受給者	氏名	殿		平成 · ·	平成 · ·
	住所			◎ 生年月日	明治 大正 昭和 平成
		〒 —		電話 ()	
消滅した 受給事由		1. 受給者が日本国内に住所を有しなくなった 2. 受給者が他の市町村(特別区を含む)に転出した 3. 受給者が子どもと別居することになった(単身赴任の場合を除く) 4. 未成年後見人でなくなった 5. 父母指定者でなくなった(子どもの生計を維持する父母等の帰国) 6. 子どもについて、次の事実が生じた ① 死亡した ② 監護しなくなった ③ 生計を同じくしなくなった ④ 生計を維持しなくなった ⑤ 日本国内に住所を有しなくなった(留学を理由とするものを除く) ⑥ 里親等への委託又は児童福祉施設等への入所 ⑦ その他() 7. その他()			
6の場合における子どもの氏名					
消滅事由の発生した年月日		平成 · ·			
備考					

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
 ◎ ※印の欄は、記入しないでください。
 ◎ 字は、楷書(かいしょ)ではつきり書いてください。
 ◎ 記名押印に代えて、署名することができます。

（日本工業規格A4判4番）

（裏面）

注意
1 受給者が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を変更したことにより子ども手当の受給事由が消滅した場合で、その住所の変更について、転出届に子ども手当の受給者であることを書いて提出した場合には、この届は提出する必要はありません。なお、6の⑦又は7を○で囲んだ場合は、()内にその理由を具体的に記入してください。 2 6の⑥は、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、この届を提出する必要はありません。

備考

- 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第9号(第9条関係)

(表面)

受給者等の氏名等 (法人名等)		施設等の種類	設置者等の住所 郵便番号 主たる事務所の所在地	提出年月日	※受付確認年月日
施設等の名称		施設等の種類	設置者等の住所 郵便番号 主たる事務所の所在地	提出年月日	※受付確認年月日
消滅した由 〔該当するもので囲んでください〕		ア. 施設等を廃止した、里親登録が消除された等 イ. 施設等の所在地又は里親の住所を他の市町村(特別区を含む)に変更した等 ウ. 全ての子どもが施設入所等子どもでなくなった等 エ. その他() 消滅事由の発生した年月日 平成			
備考					

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
 ◎ ※印の欄は、記入しないでください。
 ◎ 字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。
 ◎ 記名押印に代えて、署名することができます。

(日本工業規格A4判)

(裏面)

注意

- 「設置者等の氏名(法人名等)」の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。設置者が国又は地方公共団体である場合は、団体名及び代表者氏名等を記入してください。
- 里親である受給者が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を変更したことにより、子ども手当の受給事由が消滅する場合で、その住所の変更について、転出届に子ども手当の受給者であることを書いて提出した場合は、この届は提出する必要はありません。
なお、エを○で囲んだ場合は、()内にその理由を具体的に記入してください。
- アについては、施設等を廃止することになった場合や、里親でなくなった場合等で、受給事由が消滅する場合に○で囲んでください。
- イについては、施設等の所在地又は里親の住所を変更した場合に○で囲んでください。
- 施設等の設置者(小規模住居型児童養育事業を行う者を含みます。)は、施設等ごとに施設等の所在地の市町村へこの届を提出してください。

備考

- 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第10号(第11条関係)

(表面)

未支払 子ども手当 請求書			提出年月日	※受付確認年月日
職			平成	平成
受給資格があつた者(死亡者)	(ふりがな) 氏名		死亡した年月日	平成
	住所	〒	—	
	電話()			
	氏名		住所	
			〒	—
			〒	—
			〒	—
請求内容	請求期間	平成 年月から 年月まで	請求金額	円
支払希望金融機関	名称	口座番号		
備考				
請求者	(ふりがな) 氏名			
	住所	〒	—	
※支給決定年月日		平成 年月	※請求却下年月日	平成 年月

(日本工業規格A4番)

(裏面)

注意

- 1 「養育していた子ども」の欄は、子ども手当の受給資格があつた者(死亡者)が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。)をしていた子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)の全てについて記入してください。
- 2 「請求の内容」の「請求期間」欄及び「請求金額」欄は、「1」の子ども手当の受給資格があつた者(死亡者)に支払われるべき子ども手当で、まだその者が支払を受けていなかつたものについて、その期間及び金額をそれぞれ記入してください。

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第11号(第11条関係)

(表面)

未支払 子ども手当 請求書(施設等受給資格者用)											提出年月日	※受付確認年月日
殿											平成	平成
受給者等の氏名(法人名等)	(ふりがな)	設置者等の氏名(法人名等)	施設等の名称		施設の種類		設置者等の住所地(法人の主たる事務所の所在地)	〒 一 電話 ()	施設等所在地又は里親住所地	〒 一 電話 ()		
施設入所等子どもであつた者	氏名	住所	支払希望金融機関	名 称		口座番号		請 求 の 内 容		施設入所等子どもでなくなった年月日		
								平成・月分から 平成・月分まで		請求期間 金額	円	平成
								平成・月分から 平成・月分まで			円	平成
								平成・月分から 平成・月分まで			円	平成
								平成・月分から 平成・月分まで			円	平成
								平成・月分から 平成・月分まで			円	平成
								平成・月分から 平成・月分まで			円	平成
								平成・月分から 平成・月分まで			円	平成
								平成・月分から 平成・月分まで			円	平成
								平成・月分から 平成・月分まで			円	平成
備考												
<input type="checkbox"/> 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 <input type="checkbox"/> ※印の欄は、記入しないでください。 <input type="checkbox"/> 字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。 <input type="checkbox"/> 記名押印に代えて、署名することができます。			※支給決定年月日 平成		※請求却下年月日 平成							

(日本工業規格A列4番)

(裏面)

注意	
1 この請求書は、里親等への委託が解除され、又は施設を退所した施設入所等子どもについて、未支払の手当がある場合に提出するものであり、当該未支払の手当をその委託が解除され、又は退所した施設入所等子どもに対して支払うために必要となります。	
2 「設置者等の氏名(法人名等)」の欄は、子ども手当の受給資格者(施設等の廃止等の場合は、受給資格があつた者)について記入してください。受給資格者等が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。設置者が国又は地方公共団体である場合は、団体名及び代表者氏名等を記入してください。	
3 「施設入所等子どもであつた者」の「住所」欄は、委託解除又は退所後の施設入所等子どもであつた者の住所について記入してください。	
4 「請求の内容」の「請求期間」欄及び「請求金額」欄は、「2」の子ども手当の受給資格者(施設等の廃止等の場合は、受給資格があつた者)に支払われるべき子ども手当のうち里親等への委託が解除され、又は施設を退所した施設入所等子どもの分で、まだ支払を受けていなかつたものについて、その期間及び金額を記入してください。	
5 「施設入所等子どもでなくなった年月日」の欄は、里親等に委託され、又は施設に入所していた施設入所等子どもが里親等への委託が解除され、又は施設を退所した年月日や、施設等を廃止した場合等で受給資格が消滅した年月日を記入してください。	
6 施設等の設置者(小規模住居型児童養育事業を行う者を含みます。)は、施設等ごとに施設等の所在地の市町村(特別区を含みます。)へこの請求書を提出してください。	

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第12号(第18条関係)

整理番号

子ども手当に係る寄附の申出書

(寄附先) 市町村長

私は、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第24条第1項の規定に基づき、子ども及び子育て家庭を支援するため、市町村長から支給を受ける子ども手当の額のうち、以下の額につき、当該子ども手当の支払期日をもって寄附する旨を申し出ます。

<input type="checkbox"/> 子ども手当の全部 (各月の手当額の全部を寄附)	計	円
<input type="checkbox"/> 子ども手当の一部 (各支払期毎に右の額を寄附)	平成24年2月支払期(10月分～1月分)	計 円
	平成24年6月支払期(2月分、3月分)	計 円

(注) 保育料の特別徴収、学校給食費等の徴収額がある場合は、それらを控除した後の額とします。

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第13号(第19条関係)

整理番号

子ども手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書

市町村長 _____ 殿

私は、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第25条 第1項 第2項 の規定に基づき、市町村長から支給を受ける子ども手当の額から、以下の費用につき、当該子ども手当の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、平成24年3月分までの子ども手当から各費用の支払に充てるものとします。

徴収(支払)費用

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

子どもの氏名 _____

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第14号 (第22条関係)

(表面)

写	子ども手当 受給資格調査員証 第 号
官職 又は職名 氏名 生年月日 平成 年 月 日 交付	市町村長 印

(裏面)

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 (平成23年法律第107号) (抄)	
(受給の制限) 第9条 子ども手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第3条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 (交付) 第21条 子ども手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、市町村長（第16条第1項の規定によって読み替える第6条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。 (調査) 第22条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、子ども手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関する受給資格者その他の関係者に質問させることができる。 2. 前項の規定によって質問を行う当該職員は、その身分を示す證明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
注意 1. この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 2. この調査員証は、交付の日から1年間有効とする。 3. この調査員証は、有効期間が経過し、又は不要となつたときは、速やかに、返還しなければならぬ。	

備考

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。